

[児童環境づくり基盤整備事業関係]

(1) 民間児童館活動事業等の中核市への大都市特例の適用について

児童厚生施設等整備費と同様に、民間児童館活動事業及び児童福祉施設併設型民間児童館事業についても、平成19年度から、地域の実情に応じた事業実施を可能とするため、中核市を指定都市と同様の取扱いとする制度見直し（中核市への大都市特例の適用）を行うこととしているので、中核市におかれては、交付申請等の手続において、国に直接、書類等提出いただくことになるので、対応方よろしくお願ひしたい。

なお、総務省への地方交付税の補助うら分要望も同様である。

(2) 児童育成事業推進等対策事業について

本事業については、全国的な事業展開に際してのモデル的な事業を対象として、事業費の10/10相当（上限あり）を補助するものであり、平成19年度事前協議について、別冊資料のとおり、「平成19年度児童環境づくり基盤整備事業（児童育成事業推進等対策事業）の協議等について」の通知を発出することとしている。

来年度においても、優先採択事項をお示しし、子どもの健全育成や地域の子育て支援に積極的に取り組む都道府県、市町村が実施する創意工夫のある先駆的な事業などをその対象とする予定である。

なお、18年度と同様に事業評価書の提出を求め、対費用効果や次年度以降の取組に活かされた点等も考慮に入れ、十分審査し採択するかを決定することとしているので、ご承知いただきたい。

また、本事業については、都道府県及び市町村において積極にご活用いただき、子どもの健全育成や地域の子育て支援に資する取組を全国的に展開いただきたいと考えているが、特に市町村において、本事業について認識していないなど、周知が徹底されていない状況が見受けられるので、都道府県におかれては、管内市町村への周知徹底を行っていただくようよろしくお願ひしたい。

(3) 地域子育て支援拠点事業の実施について

平成19年度から、子育て中の親子が気軽に利用できる子育て支援の拠点整備を図るため、「地域子育て支援拠点事業」（別冊参照）を実施することとしているが、本事業においては、ひろば型、センター型に加えて、民営の児童館等を活用した児童館型を新たに設けることとしている。

本事業については、先般、実施要綱（案）をお示しし、御意見・御質問等をお聞きしたところであり、その回答については、別冊資料のとおりで

ある。

本事業の実施主体は市区町村であり、事業の運営の全部又は一部を委託等することができることとしている。また、委託による場合と同等の市区町村の関与があると認められる場合には、補助の対象とすることとしているが、同等の関与があると認められる場合とは、具体的には、運営協議会などを設置し、そこに行政職員が参加することで、事業の内容等重要な事項について市区町村の意見が反映される仕組みとなっていることや、事業実施状況について、事業実施主体から定期的に市区町村に対して報告がなされ、必要に応じ市区町村の指導を受けることとされているような場合であるので、ご留意願いたい。

各自治体におかれては、地域の実情や子育て親子のニーズ等を踏まえ、ひろば型、センター型、児童館型の機能を活かしながら、積極的な事業展開を図っていただくとともに、ひろば型における「出張ひろば」や、ひろば型及び児童館型における「地域の子育て力を高める取組」を積極的に実施していただき、地域と一体となった子育て支援を推進していただきたい。（児童館型は、「地域の子育て力を高める取組」のうち「ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組」のみが対象となるので注意されたい。）

なお、「地域の子育て力を高める取組」における「ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組」については、学生等ボランティアが恒常的に（例えばローテーションのような形で）、実際に事業に従事している場合に対象となり、一時的（例えば、夏休みや休学期間等）な受入のみの場合は対象とはならないのでご留意願いたい。

また、「世代間の交流を継続的に実施する取組」、「父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組」については月1回以上、「公民館、街区公園、プレーパーク等に職員が出向き、必要な支援や見守りを行う取組」については週1回以上、原則として実施すること。（通算して、年間で12回以上、月で4回以上の実施では対象とならない。）

児童館型については、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親と子の交流、つどいの場を設置し、子育て中の親などの当事者等をひろば担当のスタッフとして参加（1名以上、非常勤でも可）させた身近で利用しやすい地域交流活動を実施するものであり、児童館等においても子育て家庭への支援のより一層の充実を図ることとしているので、児童館等の機能強化の観点からも、積極的な取組をお願いしたい。

なお、児童館型の実施に当たっては、児童館等に従事する児童の遊びを指導する者（児童厚生員）は、ひろば担当者をサポートして子育て中の親と子の援助に当たることとし、直接ひろば担当者となって児童館型の補助対象となることはないので、この点留意されたい。

また、公営の児童館等の事業費等は既に一般財源化されているところであるが、より一層の活用を図るため、つどいの場を設置する際には、本事業のひろば型又はセンター型での実施が可能であるので、事業の実施場所の選定に当たっては、その活用もご検討いただきたい。

平成19年度 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱（案）

別 紙

児童環境づくり基盤整備事業実施要綱

1 目 的

少子化や核家族化の進行、未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化に加え、結婚した夫婦の出生率の低下、夫婦共働き家庭の一般化、家庭生活との両立が困難な職場など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てしやすい環境を図るとともに、次代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

2 事業の内容

この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。

- (1) 県立児童厚生施設事業（ネットワークづくり事業）（内容については、別添1のとおり）
- (2) 児童環境づくり推進機構事業（内容については、別添2のとおり）
- (3) 児童育成事業推進等対策事業（内容については、別添3のとおり）
- (4) 健全育成推進事業（内容については、別添4のとおり）
- (5) 民間児童館活動事業（内容については、別添5のとおり）
- (6) 児童福祉施設併設型民間児童館事業（内容については、別添6のとおり）
- (7) 地域組織活動育成事業（内容については、別添7のとおり）
- (8) 児童ふれあい交流促進事業（内容については、別添8のとおり）
- (9) 地域子育て支援拠点事業（内容については、別添9のとおり） [別冊参照]

3 事業の実施方法等

各事業の実施については、別添1～9に定めるところによるものとする。

別添1 県立児童厚生施設事業（ネットワークづくり事業）実施要綱

1 趣 旨

都道府県が設置する児童厚生施設（以下「県立児童厚生施設」という。）と都道府県内（以下「県内」という。）の児童館・児童センターとのネットワークづくりを推進するとともに児童館の設置されていない地域を中心に移動型児童館（以下「プレーバス」という。）を巡回させること等により、児童健全育成の一層の向上を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容及び実施方法

この事業は、県立児童厚生施設が、県内の児童館・児童センターと連携を図り、次の事項を基本として実施するものであること。

(1) ネットワーク運営委員会（以下「ネットワーク委員会」という。）の設置

本事業を実施するため、県立児童厚生施設の施設長、児童館長、母親クラブ役員及び子ども会役員等を委員とするネットワーク委員会を設置し、年間総合計画等を立案するものとする。

なお、ネットワーク委員会として、「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知）の1の（3）のアに定める運営委員会を充てても差し支えないこと。

(2) 児童館活動等の情報の収集

県内の児童館活動の内容、利用状況及び児童遊園その他の遊び場の利用状況等を把握し、幅広く情報提供すること。

(3) 遊びの指導技術の開発研修

児童館等で開発、改良された新しい遊びの指導技術について、その研修を行うこと。

(4) プレーバスの巡回等

① 児童館の設置されていない地域を中心に、土・日曜、祝祭日及び夏休み等を利用し、プレーバスの巡回を行うこと。

② 巡回に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者を派遣することとし、地域の児童館及び母親クラブ等のボランティアの協力を得ること。

(5) 広報誌の発行等

児童館活動事例、イベント情報及びプレーバスの巡回に係る活動状況等の情報を県内の児童館等へ提供するため、広報誌の発行など幅広く情報提供を行うこと。

4 費 用

都道府県が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添2 児童環境づくり推進機構事業実施要綱

1 趣 旨

少子化や核家族化の進行等子どもと家庭を取り巻く環境の変化に対応し、子育て家庭を支援するための事業や子どもを取り巻く環境を改善するための事業等を振興・助成するため、その推進母体として財団法人こども未来財団が設置されている。

地方においても、地域の実情に応じた子育て家庭への支援及び子どもを取り巻く環境の改善を具体的に進めるため、中央に財団法人こども未来財団を位置づけ、特に大都市を抱える都道府県を中心に児童環境づくり推進機構（以下「推進機構」という。）による子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの一層の推進を図る。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は推進機構として厚生労働大臣が認めた法人とする。ただし、都道府県は、事業の全部又は一部について推進機構として厚生労働大臣が認めた法人に委託して実施することができるものとする。

3 事業内容

(1) 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり

① 児童環境づくり運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置・運営

(ア) 推進機構には、運営協議会を設置するものとする。

(イ) 運営協議会は、福祉関係、保健医療関係、教育関係、経済関係、労働関係、マスコミ等各種団体等の関係者及び本事業を推進するため必要と認められる個人（子育て当事者等）又は団体等をもって構成すること。

(ウ) 運営協議会は、本事業の実施に関する企画・立案を行うとともに、運営協議会の構成団体等は傘下組織を含めて必要な協力を行うものとする。

なお、必要に応じて運営協議会の下部組織として部会を置くことができるものとする。

② 子育てや子どもの育ち等をテーマにした取組

地域全体で子育てや子どもの育ち、子育て支援のあり方等を考え、子育てしやすい環境やそのまちづくりを進めるため、推進機構及び運営協議会構成団体等によるフォーラム、ワークショップ等の開催、テレビ・ラジオ、インターネット等を利用した広報活動及び子どもや子育て当事者等の視点を取り入れた機関誌等の発行

(2) 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化

管内の子育てサークルやボランティア団体等地域の子育て支援関係団体、行政、民間団体・企業等の交流を促進し、地域における子育て支援活動の強化に向けた円滑な連携を図るための取組を実施する。

(3) 地域の子育て人材確保・養成に関する取組

① 子育て環境づくりを進める人材の育成・支援

地域における子育て支援活動を積極的に展開する、福祉、保健、医療、教育、健全育成等の幅広い分野の指導的役割を担う人材を対象としたセミナー等を開催する。

② 親、学生等に対する子育て講座等の開催

核家族化が進む中、子育ての知識を身につける機会が少ない父親・母親や、学生その他子育てに関心のある者を対象とした講座等を開催する。

(4) 子育て環境づくりに資する地域の実情に応じた取組

次世代育成支援対策等を踏まえ、地域の実情に応じた先駆的な子育て支援事業であって、その成果等を他の都道府県に向けて発信・普及することができる取組を実施する。

5 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める方法により、事前に協議を行うものとする。

6 留意事項

- (1) 推進機構には、都道府県や関係団体との密接な連携の下に、本事業を総合的に進めていく強力な指導力を発揮できる人材を確保すること。
- (2) 財団法人こども未来財団が実施する事業との連携、調整を図り、事業の効果的、効率的実施・協力を努めること。
- (3) 都道府県社会福祉協議会、都道府県児童福祉関係団体等と共働で実施するなど協力体制を整備するとともに、各種NPO・ボランティア団体の協力はもとより、幅広い参加と協力が得られるよう配慮するものとする。
- (4) 上記3の事業内容に係る費用のうち人件費は、3分の1以下であること。

7 費用

都道府県が実施する事業、又は助成する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添3 児童育成事業推進等対策事業実施要綱

1 目的

児童の健全育成に資する模範的・先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、事業の一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容

次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。

ただし、国が別途定める国庫負担（補助）制度の対象となる事業は除外する。

(1) 児童育成のための普及啓発事業

(2) 児童健全育成に資する模範的・奨励的事業

(3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条の規定により設立された法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業

(4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議

(5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業

(6) その他(1)～(5)に準ずる事業

4 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める方法により、事前に協議を行うものとする。

5 留意事項

(1) 6の(2)に定めるとおり、国の補助は原則として単年度であるが、事業の実施主体は、当該事業を継続するよう努めるものとする。

(2) 国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

6 費用

(1) 都道府県、政令指定都市並びに中核市及び市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとする。

別添4 健全育成推進事業実施要綱

1 趣 旨

児童の健全育成の場で働いている職員等に対して研修を行うことにより、児童の健全育成の充実を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、政令指定都市及び中核市とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) 地域組織連絡協議会助成事業

家庭及び地域社会において児童の健全な育成が推進されるよう設置された、地域組織連絡協議会が行う地域の子育て支援、地域の児童の安全確保にかかわる内容を基本とした、地域組織活動の促進及び指導者を育成するなど組織の運営の発展を図る研修等に対して助成する事業。

(2) 地域子育て環境づくり支援事業

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する事業。

(3) 児童ふれあい交流支援事業

中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するために市町村が実施する「児童ふれあい交流促進事業」を推進するため、都道府県域で設置する協議会等の運営や啓発活動、情報提供、研究等を実施する事業。

4 費 用

都道府県、政令指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添5 民間児童館活動事業実施要綱

1 趣 旨

民間児童館の創意工夫・柔軟な対応等の特色を生かし、地域の実情・需要に応じた活動の積極的な取組を実施することにより、地域児童の健全育成を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は民間児童館を運営する者（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」（以下「運営要綱」という。）の第2の2（2）～（4）に定める者をいう。）とする。

3 事業内容

運営要綱及び平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知「児童館の設置運営について」に定める活動のほか、次の事業を実施するものであること。

（1）自然体験活動事業

ひきこもりや不登校等の児童に配慮し、サマーキャンプ等野外での活動を行うものとする。

（2）子どもボランティア育成支援事業

子ども自身によるボランティアグループの育成を図り、その活動についての支援を行うものとする。

（3）児童健全育成相談支援事業

中・高校生を含む年長児童等及び保護者等からの相談に応じ、学校等関係機関と連携を図り、個別または集団指導を定期的に行うものとする。

（4）年長児童等来館促進事業

児童館への中・高校生の来館を促進するため、中高生が自主的にイベント等の催しを開催するための活動支援を行うものとする。

（5）地域子育て支援拠点事業（児童館型）

学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親と子の交流、つどいの場を設置するとともに、子育て中の親などの当事者等をスタッフとして参加させた身近で利用しやすい地域交流活動を行うものとする。

なお、本事業は、（1）～（4）に加えて、民間児童館が実施する事業としての位置づけであるが、事業内容等については、別添9「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に定めるものとする。

4 費 用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

（1）市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業

（2）政令指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

別添6 児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱

1 趣 旨

民間の児童福祉施設に併設した児童館において、児童養護施設、保育所等の児童福祉施設の専門的な養育機能を活用して、児童健全育成、児童養育等に関する相談援助活動、各種子育て支援サービスの利用促進等を実施することにより児童館事業の総合的な展開を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は民間児童館を運営する者（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2の2（2）～（4）に定める者をいう。）とする。

3 事業内容

（1）児童福祉施設で行う事業

児童館を併設する児童福祉施設においては、延長保育等の特別保育事業、児童家庭支援センターで行う事業、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護（トワイライトステイ）等事業等地域の実情に応じた児童健全育成のための事業を行うものとする。

（2）併設した児童館で行う事業

併設された児童館において、①から③までに掲げる事業を行うものとする。

① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の放課後児童健全育成事業

② 地域児童育成活動支援事業

地域の実情に応じて、次に掲げるような児童の健全育成に関する地域の各種活動の支援、サービスの利用の促進を行う。

（ア）相談事業

地域住民からの児童の健全育成、養育に関する各種の相談への対応。

（イ）啓発活動、福祉サービス利用の調整等

短期入所生活援助（ショートステイ）事業、延長保育等の特別保育事業、放課後児童健全育成事業等各種子育て支援のためのサービスの実施状況、利用方法等についての情報の提供及びその積極的な利用についての啓発、利用の調整。

地域の児童健全育成に関する様々な情報（行事、講座等）の収集及び地域住民に対する情報提供。

（ウ）地域住民による自主的な活動の支援等

児童の健全育成に関する子ども会、母親クラブ等の地域組織活動等地域ボランティアグループの活動の紹介及び必要に応じ日頃の活動に対する支援。

（エ）関係機関等への連絡・協力

児童相談所、福祉事務所、学校、児童委員等関係機関との連絡及び関係機関による地域の児童とその家庭の状況把握への協力。

（オ）地域行事との連携

児童館利用児童の地域行事への参加の勧奨等による他世代との交流の促進。

③ 児童健全育成特別事業

児童福祉施設の専門的機能を活用して、次に掲げるような児童健全育成に関する特別事業を行う。

（ア）子育て支援

専業主婦を対象とした育児セミナーの開催、子育て支援サークルの設置促進、育児に関する情報提供等による子育て支援。

（イ）異年齢児との交流

保育所の乳幼児や児童養護施設の児童等と児童館利用児童との交流による異年齢児との人間関係を構築する活動。

(ウ) 引きこもり・不登校等児童に対する支援

児童委員等との連絡や巡回相談等による引きこもり・不登校等児童の状況等の把握及びこれらの児童に対する指導。

(エ) 思春期児童の養育の支援

情緒不安定な思春期児童を抱える保護者に対する思春期児童対応講座等を開催等思春期児童の養育に関する保護者交流グループの育成・支援。

(3) 職員の配置

社会福祉士、保育士、児童の遊びを指導する者及び児童指導員のいずれかの資格を有する者を配置するものとする。

4 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(1) 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業

(2) 政令指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

別添7 地域組織活動育成事業実施要綱

1 趣 旨

児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は地域組織（3に掲げる母親クラブ等をいう。）とする。

3 組織及び運営

地域組織活動の組織及び運営は、次により行うものであること。

- (1) 地域組織は、母親の連帯組織など児童健全育成に寄与する自主的な団体（母親クラブ等）とし、1組織の会員は、概ね30人以上とすること。
- (2) 地域組織には、会員の互選により会長、副会長、委員等の役員を置くとともに、その運営は会員の協議により行うものとする。
- (3) 地域組織の活動は、児童厚生施設やその他の公共施設と有機的な連携をもつものとする。
- (4) 地域組織は、政治上又は宗教上の組織に属さないものとする。
- (5) 地域組織は、その収入及び支出の状況を常に明確にしておくこと。

4 活 動

地域組織は、地域における児童福祉の向上を図るため次の活動を行うこと。

- (1) 親子及び世代間の交流、文化活動
「家庭の日」を設けたり「こどもの日」や「敬老の日」などを利用し、親子やお年寄りとの交流を図るため、野外での交流活動を企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。
- (2) 児童養育に関する研修活動
児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修会などを開催する。
- (3) 児童の事故防止等活動
地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動、犯罪の被害から守るための活動等の奉仕活動を行う。
- (4) その他、児童福祉の向上に寄与する活動
なお、地域組織等の活動に際しては、地域組織等の年間活動計画を策定し、地域の理解と協力を得るよう広報等に努めるほか、必要に応じて関係行政機関等と緊密な連携を図ること。

5 費 用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- (1) 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業
- (2) 政令指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

別添8 児童ふれあい交流促進事業実施要綱

1 趣 旨

近年、不登校や引きこもりの増加など児童や家庭をめぐる様々な問題が発生し、深刻な社会問題となっている。この要因として、同世代を含めた人間関係の希薄化やコミュニケーションの不足があげられている。このため、市町村における地域の実情に応じた新たな取り組みとして、児童館等を活用した、児童の親子でのふれあい、様々な人との出会い、地域の仲間づくりを促進し、子育て家庭の支援や児童の健全な育成を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人、特定非営利活動法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができるものとする。

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) 年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業

小学校高学年、中学生及び高校生が乳幼児と出会い、ふれあい、交流する事業であり、その実施に当たっては、赤ちゃん講座などの事前学習を開催し、直接、乳幼児とふれあうための交流事業を実施するものとする。

事前学習の実施に当たっては、乳幼児の発達、生命や性についての講義を行うとともに、赤ちゃん人形等の教材を使用し、乳幼児の安全な抱き方や遊び方を体験させ、乳幼児健診の場や児童福祉施設等の見学を行うなど実習を取り入れること。

また、交流事業の実施に当たっては、保健師、助産師、保育士等の協力を得て、衛生管理及び事故防止等のために細心の注意を払うこと。

(2) 中・高校生居場所づくり推進事業

地域に中・高校生の健全な居場所を確保するため、中・高校生の利用ニーズの高いパソコンや音楽機材、演劇、創作ダンス、スポーツ等の専門的な講習を行うとともに交流事業を実施するものとする。

事業の実施に当たっては、企画段階から中・高校生の参加を促進することとし、中・高校生の意見を踏まえた内容とすること。

(3) 絵本の読み聞かせ事業

親子のふれあいの機会を作るため、絵本の読み聞かせに関する講習会を行うとともに親同士の交流事業を実施するものとする。

講習会については、保育士や幼稚園教諭、図書館司書等を講師として、乳幼児を持つ親を対象に、読み聞かせに適した絵本の選定のポイントや読み聞かせの方法に関する内容とし、必要に応じ、乳幼児期に適した絵本を紹介する等、絵本に関わる情報提供も行うこと。

(4) 親と子の食事セミナー事業

子どもの栄養改善と食を通じた心の健全育成を図るため、健全な食事環境を通じた家族の団らんの大切さや食事の楽しさ等を学ぶため、食事に関する講習会（食事セミナーなど）を行うとともに親子や親同士の交流事業を実施するものとする。

講習会については、管理栄養士や栄養士等を講師として、親と子を対象に、実習の導入や各種教材の活用等を図り、食事に関する興味・関心を高めるような内容とすること。

(5) 巡回児童館事業

児童の健全育成を図るため、児童館から離れた地域や児童館が無い隣接市町村の団地の集会室等に、児童館の職員が定期的（月1回以上）に出向き、ボランティア等との連携のもとに主に就学前児童と専業主婦の親子に対し、遊びの指導や子育て相談等を行うものとする。

4 留意事項

市町村及び事業の委託を受けた社会福祉法人等（以下「市町村等」という。）は、この事業の実施に当たっては、次の事項に留意するとともに、本事業の地域住民への周知を図るなど、事業の円滑かつ効果的な運営に努めること。

- (1) 本事業は、児童館、公民館、保健センター等の公的施設を活用し、事業実施に適した場所で行うこと。
- (2) 本事業の実施について、児童館、学校、公民館、保健センター、保育所等の関係する機関との連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めるとともに、児童委員・主任児童委員及び母親クラブ、食生活改善推進員等の地域のボランティアの協力を得るよう努めること。
- (3) 本事業の効率的な事業実施のため、それぞれの事業の有識者のほか、本事業の参加対象者の意見を聞きながら、事業開始に当たっての事前打ち合わせを行うこととし、事業計画を策定するなど計画的な実施に努めること。

5 費用

(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ①市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業
- ②政令指定都市及び中核市が実施する事業

(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、参加者から徴収することができるものとする。

別添9 地域子育て支援拠点事業実施要綱（別冊参照）

- 1 趣 旨
- 2 実施主体
- 3 実施形態
- 4 事業内容
- 5 実施要件
- 6 留意事項
- 7 事業の実施手続等
- 8 費 用

平成19年度 児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱（案）

（通 則）

- 1 児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、児童環境づくり基盤整備事業を実施し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
 - （1）県立児童厚生施設事業（ネットワークづくり事業）

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添1「県立児童厚生施設事業（ネットワークづくり事業）実施要綱」により、都道府県が実施する事業。
 - （2）児童環境づくり推進機構事業
平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添2「児童環境づくり推進機構事業実施要綱」により、都道府県が実施する事業及び厚生労働大臣が認めた法人に対して都道府県が補助する事業。
 - （3）児童育成事業推進等対策事業
平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「児童育成事業推進等対策事業実施要綱」により、都道府県、政令指定都市並びに中核市及び市町村が実施する事業。
 - （4）健全育成推進事業
平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添4「健全育成推進事業実施要綱」により、都道府県、政令指定都市及び中核市が実施する事業。
 - （5）民間児童館活動事業
平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添5「民間児童館活動事業実施要綱」により、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに政令指定都

市及び中核市が実施する事業又は助成する事業。

(6) 児童福祉施設併設型民間児童館事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6「児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱」により、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに政令指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業。

(7) 地域組織活動育成事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添7「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに政令指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業。

(8) 児童ふれあい交流促進事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添8「児童ふれあい交流促進事業実施要綱」により、市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が実施する事業。

(9) 地域子育て支援拠点事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添9「地域子育て支援拠点事業実施要綱」により、市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が実施する事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の県立児童厚生施設事業費及び健全育成推進事業費について、第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ウ 別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業費及び児童育成事業推進等対策事業費について、第1欄の区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

(2) 指定都市・中核市分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより

算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

イ 別表の第1欄の健全育成推進事業費及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 市町村分（特別区を含み指定都市、中核市を除く。）

別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

イ 別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(4) 社会福祉法人等分

別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費のうち、民間児童館活動事業費について、次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを社会福祉法人等ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県又は指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の下限)

5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあっては100万円、中核市にあっては50万円、市町村（特別区を含む。）にあっては10万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 直接補助事業に係る場合

ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければなら

ない。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 間接補助事業に係る場合

ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村若しくは社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからオに掲げる条件(ただし、社会福祉法人等については、オの条件にかえ「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。)を付さなければならない。この場合において(1)のア及びウ中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(1)のイ中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と(1)のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。

イ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。

ウ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う別表の第1欄の県立児童厚生施設事業、児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村若しくは社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業

都道府県知事は、別紙様式2による申請書に係る書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業、市町村児童環境づくり基盤整備事業費及び社会福祉法人等が行う別表の第

1 欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業

指定都市及び中核市市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業

ア 市町村長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を取りまとめ、別紙様式4による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として90日以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 県立児童厚生施設事業、児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業、民間児童館活動事業、児童福祉施設併設型民間児童館事業、地域組織活動育成事業、児童ふれあい交流促進事業、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブ等支援事業

都道府県知事又は指定都市及び中核市市長は、事業完了後、1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式5による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市町村が行う児童育成事業推進等対策事業

ア 市町村長は、事業完了後、1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式6による報告書を都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を取りまとめ、別紙様式7による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超え

る補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

別 表

1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補助率
<p>県立児童厚生施設事業費</p>	<p>1 県立児童厚生施設事業費 (ネットワークづくり事業)</p> <p>1 都道府県当たり年額 6,474,000円</p> <p>(ただし、事業期間が6か月未満の県立児童厚生施設にあつては、3,237,000円)</p>	<p>県立児童厚生施設事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)</p>	<p>1 / 3</p>
<p>児童環境づくり推進機構事業費</p>	<p>2 児童環境づくり推進機構事業費</p> <p>(1) 都道府県当たり年額 11,600,000円 (2) 児童環境づくり推進機構事業実施要綱3(4)に掲げる事業については、厚生労働大臣が認めた額とする。</p>	<p>児童環境づくり推進機構事業に必要な経費</p>	<p>定 額</p>
<p>児童育成事業推進等対策事業費</p>	<p>3 児童育成事業推進等対策事業費</p> <p>(1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し厚生労働大臣が認めた額 (2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額</p>	<p>児童育成事業推進等対策事業に必要な経費</p>	<p>定 額</p>
<p>健全育成推進事業費</p>	<p>4 健全育成推進事業費</p> <p>都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 3,000,000円</p>	<p>健全育成推進事業に必要な経費</p>	<p>1 / 3</p>
<p>市町村児童環境づくり基盤整備事業費</p>	<p>5 民間児童館活動事業費</p> <p>(1) 児童館 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)~(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施</p> <p>1か所当たり年額 1,831,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の小型児童館にあつては、1か所当たり915,000円とする)</p> <p>(2) 児童センター 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)~(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施</p> <p>1か所当たり年額 3,016,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあつては、1か所当たり1,508,000円とする)</p>	<p>民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)</p>	<p>1 / 3</p>

市 町 村 児 童 環 境 づ く り 基 盤 整 備 事 業 費	6 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 1か所当たり年額 10,261,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあつては、1か所当たり5,130,000円とする)	児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費
	7 地域組織活動育成事業費 1か所当たり年額 189,000円×組織数	地域組織活動育成事業に必要な経費
	8 児童ふれあい交流促進事業費 1市町村当たり年額 1,200,000円	児童ふれあい交流促進事業に必要な経費
	9 地域子育て支援拠点事業費 (1) ひろば型 ア 基本分 (ア)3～4日型 1か所当たり年額 3,556,000円×か所数 (イ) 5日型 1か所当たり年額 4,355,000円×か所数 (ウ)6～7日型 1か所当たり年額 5,154,000円×か所数 イ 加算分 (ア)出張ひろばの実施 1か所当たり年額 1,343,000円×か所数 (イ)地域の子育て力を高める取組の実施 1か所当たり年額 1事業実施の場合 448,000円×か所数 2事業実施の場合 597,000円×か所数 3事業実施の場合 747,000円×か所数 4事業実施の場合 896,000円×か所数 (2) センター型 ア 5日型 1か所当たり年額 7,413,000円×か所数 イ 6～7日型 1か所当たり年額 7,853,000円×か所数 ウ 経過措置分(小規模型指定施設) (ア)基本分 1か所当たり年額 2,576,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、1,288,000円) (イ)保健相談等加算分 1か所当たり年額 1,352,000円 (週3回程度実施する場合に加算。 ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、676,000円) (3) 児童館型 ア 基本分 1か所当たり年額 1,687,000円×か所数 イ 加算分 地域の子育て力を高める取組の実施 1か所当たり年額 448,000円×か所数	地域子育て支援拠点事業に必要な経費